

重要事項説明書（居宅介護支援）

厚生労働省令第38号第4条第1項の規程に基づき、当事業者の居宅介護支援の提供に関し、あなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1 事業者の概要

(1) 名称等

事業者の名称	のぞみケアプランセンター
主たる事務所の所在地	浜松市東区丸塚町 525-1 D-1
電話番号	053-411-5211
法人の種別及び名称	株式会社 望実
代表者職	代表取締役
代表者氏名	鈴木 重伸
管理者氏名	増谷 弘義
介護保険事業所番号	2277101388
指定年月日	平成14年11月15日
交通の便	東名ICより車で約15分 JR浜松駅より車で約15分
サービスを提供する通常の実施地域	浜松市中区・東区・西区・南区・浜北区、磐田市

(2) 事業者の職員の概要

職 種	職員数	勤務形態	保有資格の内容
管理者	1人	常勤 専従 1人	主任介護支援専門員
主任介護支援専門員	2人以上	常勤 専従 2人以上	主任介護支援専門員
事務員	1人	非常勤 専従 1人	

(3) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日、土曜日。 ただし年末年始（12月29日から1月3日）、国民の祝日は休日とします。
営業時間	午前8時00分から午後6時00分までとします。 ただし土曜日は午後5時30分までとします。

2 居宅介護支援の概要

(1) 居宅介護支援の内容

項 目	内 容 ・ 方 法 等
要介護認定等の申請代行	<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者の意思を踏まえ、要介護認定等の申請に必要な協力を行います。 2. 利用者の要介護認定有効期間満了の1ヶ月前には、要介護認定の更新申請に必要な協力を行います。
居宅サービス計画の作成	<ol style="list-style-type: none"> 1. 管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画作成業務を担当させるものとします。 2. 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成に関する課題点の把握については、利用者宅を訪問して行うものとします。なお、その際は利用者及びその家族に訪問の趣旨を十分説明し、理解を得るものとします。 3. 介護支援専門員は、当該地域において指定居宅サービスが提供される体制を勘案して、サービス提供に当たっての留意点を説明するとともに、居宅サービス計画の原案を作成するものとします。 4. 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けたサービスの種類、内容等について利用者及び家族の同意を得るものとします。 5. 介護支援専門員は居宅サービス計画作成の際、複数の指定サービス事業所を紹介します。 6. 利用者は、居宅サービス計画に位置付ける指定居宅サービス事業所について、居宅サービス計画に位置付けた理由を問う事業所に求めることができます。
居宅サービス計画作成後の管理(居宅サービス計画の変更等)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者及びその家族と毎月連絡をとり、サービスの実施状況の把握に努めます。 2. 利用者の状態について定期的に再評価を行い、利用者の申し出により又は状態の変化等に応じて居宅サービス計画の評価、変更等を行います。
サービス事業者等との連絡調整	<ol style="list-style-type: none"> 1. 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成後においても、指定居宅サービス事業者との連絡を継続的に行うことにより、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更を行うものとします。
医療サービスを希望する場合	<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを希望している場合、その他必要な場合には、利用者及び家族の同意を得て、主治医の意見を求めます。 2. 当該指定居宅サービス等に係る主治医の医学的な観点からの留意事項が示されている時は、当該留意点を尊重して行います。
介護保険施設への紹介	<ol style="list-style-type: none"> 1. 介護支援専門員は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難と認める場合または利用者が介護保険施設への入所を希望する場合は、利用者に介護保険施設を紹介するものとします。

(2) 居宅介護支援の利用に当たって

項目	内容
サービス提供困難時の対応	1. 自ら適切な指定居宅介護支援の提供が困難であると認められた時は、利用者に他の指定居宅介護支援事業者を紹介するものとします。
サービスの質の向上のための方策	1. 提供する介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ります。 2. 介護支援専門員等の質的向上を図るため、採用時研修のほか年間2回以上の研修の機会を設ける。
介護支援専門員を変更する場合の対応	1. 介護支援専門員が利用者に不測の損害を与えた時、その他必要と認める時は、利用者の事業者に対し介護支援専門員の変更を求めることができます。 2. 利用者の心身の状況、居宅サービス状況により、介護支援専門員の変更が利用者により有益であると認められた場合は、説明の上、介護支援専門員の変更を求めることができます。
プライバシーの順守	1. 利用者にサービスを提供する上で知り得た情報は、契約期間中はもとより、契約終了後においても、決して第三者に漏らすことはありません。 2. 利用者やその家族に関する個人情報が含まれる記録物に関しては、善良な管理者の注意を持って管理を行い、処分の際にも漏洩の防止に努めます。
事故発生時の対応	1. 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、家族に連絡を行い、必要な措置を講ずるものとします。 2. 指定居宅介護支援事業者は、損害賠償の責に帰すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとします。

3 利用料金

(1) 利用料

原則としてあなたには利用料を請求しません。ただし、あなたの被保険者証に支払方法変更の記載（あなたが保険料を滞納しているため、サービスを償還払いとする旨の記載。）があったときは、1ヶ月につき10,751円（介護度1・2）13,967円（介護度3・4・5）を頂きます。また、以下の加算をいただく場合があります。この場合、当事業者でサービス提供証明を発行しますので、この証明書を市町村の当該窓口に提出して、払い戻しを受けてください。

1 初回加算	3,063円
2 退院・退所加算	(I)イ 4,594円：カンファレンス以外の方法により1回受ける (I)ロ 6,126円：カンファレンスにより1回受ける (II)イ 6,126円：カンファレンス以外の方法により2回以上受ける (II)ロ 7,657円：情報の提供を2回以上受け、うち1回はカンファレンスを受ける (III) 9,189円：情報の提供を3回以上受け、うち1回はカンファレンスを受ける

3 入院時情報連携加算	2, 0 4 2 円 (3 日以内に病院又は診療所に訪問した場合) 1, 0 2 1 円 (4 日以上 7 日以内に病院又は診療所に訪問する 以外の方法の場合)
4 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	3, 0 6 3 円
5 看護小規模多機能型居宅介護事業所加算	3, 0 6 3 円
6 緊急時等居宅カンファレンス加算	2, 0 4 2 円 (1 回につき、月に 2 回限度)
7 ターミナルケア加算	4, 0 8 4 円 (月に 1 回)

(2) 交通費

サービスを提供する通常の実施地域にお住まいの方	無料
上記以外にお住まいの方	実施地域を越えた地点から概ね 1 km 未満 1 0 0 円 実施地域を越えた地点から概ね 1 km 毎に 1 0 0 円 片道の距離を概ね 1 km を越える毎に 1 0 0 円を加算した額

(3) その他の費用

要介護認定申請代行料	無料
------------	----

(4) 支払方法

あなたが当事業者に料金を支払うこととなる場合の支払い方法については、月ごとの精算とします。毎月 1 0 日までに前月分の請求をしますので、1 8 日までにお支払いください。支払方法は口座自動引落としです。

4 サービスの終了について

(1) 利用者のご都合でサービスを終了する場合

利用者はいつでも契約を解約できますが、次の場合には、解約料を頂きます。

ア) 契約後、居宅サービス計画作成段階途中で、あなたの申し出により解約した場合	1 0, 7 5 1 円 (介護度 1・2) 1 3, 9 6 7 円 (介護度 3・4・5)
イ) その他解約により当事業者に不測の損害を生じさせる場合	1 0, 7 5 1 円 (介護度 1・2) 1 3, 9 6 7 円 (介護度 3・4・5)

この他、当事業者は、あなたがこの契約を継続し難いほどの背信行為をおこなったと認めるときは、直ちにこの契約を解約することができます。

(2) 当事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等、止むを得ない事情によりこのサービスの提供を終了させていただく場合がございます。この場合は、サービスの提供終了 1 ヶ月前までに文書であなたに通知するとともに、他の指定居宅介護支援事業者等に関する情報をあなたに提供いたします。

(3) 自動終了

次の場合には、自動的にサービスを終了します。

ア) 利用者が介護保険施設に入所又は入院した場合

- イ) 利用者の要介護認定区分が要支援又は非該当（自立）と認定された場合
- ウ) 利用者が死亡した場合
- エ) 新規に要介護認定後、利用者に契約の継続について事業者が意思確認を行い、利用者から解約の申し入れがあった場合

5 居宅介護支援に対する苦情

当事業者の居宅介護支援及び当事業者が作成した居宅サービス計画に基づいて提供しているサービスについての苦情相談を承ります。サービスの内容に関する事、介護支援専門員に関する事、利用料金に関する事など、お気軽にご相談ください。

○ 当事業所の苦情相談窓口

担当者 芦田 露子

電話 053-411-5211

ご利用時間 月・火・水・木・金曜日 午前9時00分から午後4時00分
 まで ただし国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）
 を除きます。

この他、市町村や国民健康保険団体連合会窓口にも苦情を申立てることができます。

浜松市窓口	担当窓口 浜松市中区役所長寿保険課・高齢者相談窓口 電話番号 053-457-2324
	担当窓口 浜松市東区役所長寿保険課・高齢者相談窓口 電話番号 053-424-0184
	担当窓口 浜松市西区役所長寿保険課・高齢者相談窓口 電話番号 053-597-1119
	担当窓口 浜松市南区役所長寿保険課・高齢者相談窓口 電話番号 053-425-1572
	担当窓口 浜松市浜北区役所長寿保険課・高齢者相談窓口 電話番号 053-585-1122
磐田市窓口	担当窓口 磐田市役所高齢者福祉課・高齢者福祉係 電話番号 0538-37-4831
国民健康保険団体連合会	担当窓口 静岡県国民健康保険団体連合会 電話番号 054-253-5590

令和 年 月 日

(事業者)

居宅介護支援の提供に当たり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

所在地 浜松市東区丸塚町 525-1 D-1

名称 のぞみケアプランセンター

説明者 _____ 印

(利用者)

この説明書により、居宅介護支援に関する重要事項の説明を受けました。

住所 _____

氏名 _____ 印

(代理人)

住所 _____

氏名 _____ 印